

トラック運転者の安全な運行環境に関する研究 —過労運転をもたらす要因に着目して—

嶋本 宏征 研究員

1. 研究の背景と目的

近年の交通事故件数が減少傾向の中、大型トラックの関与する交通事故は死亡事故率が高く、道路利用者の安全を脅かす存在となっている。中でも、居眠り運転や過労が原因のトラック事故は、更に死亡・重傷事故に至る割合が高い傾向がある。

近年の我が国の貨物自動車運送事業に関する安全の取組は、スピードリミッターの設置義務付け等の「車両」に関するもの、飲酒運転や路上駐車等の罰則強化等の「交通管理」に関するもの等が強化されてきた。

本研究は、交通事故原因の大部分を占めるといわれる「人」に着目し、トラック運転者の疲労運転、長時間運転等を招く背景にある要因に焦点をあて、一般貨物自動車運送事業を対象に、トラック運転者に過労運転を強いる要因構造を探り改善方策を検討することを目的とする。

2. トラックが関与する事故の特徴

大型トラックの関与する死傷事故件数は追突事故が約6割を占める。平成15年からの速度抑制施策により追突事故の死者数は減少傾向にあるが、依然として死亡事故件数の32%を占め、左折時20%、出会頭15%、正面衝突12%よりも高い。

一方、居眠り運転を原因とするトラックの死傷事故件数の割合は0.4%であり、事業用自動車のバス0.03%、ハイヤー・タクシーの0.09%と比較して高い傾向にある。このことについては、事業用自動車の運転時間基準等を規定した通称「改善基準告示」違反事業者割合がトラック事業者は63.3%と他の事業者よりも高いこと等がひとつの原因であると推測する。

3. 施策レビュー

トラック運送業の安全を確保するための施策として、運送事業者の運行の安全確保を監視するものと、荷主—運送事業者、あるいは元請事業者—下請事業間における適正取引を監視することで、上位者（仕事を出す側）による過積載の強制や買ったたき等を防止する

ものがある。これらの施策の概要といくつかの課題を指摘する。さらに、この他の現行制度や専門家により議論されている施策について概要を整理する。

4. 過労運転の要因検討

過労運転の要因として考えられるものについて仮説を提示し、複数考えられる要因の中から「規制緩和後の運送事業者増加による競争激化」と「運送事業者と荷主の企業の経営効率化」が影響していると考えられる要因について、統計データやトラック運転者を対象にした聞き取り調査結果を用いて、過労運転との関係性を指摘する。

さらに、要因の所在を「①運送事業者の安全管理不徹底」と、現行施策の枠組みでは直接的な解決が期待できない「②多重下請構造の弊害」「③荷主ニーズ高度化による厳しい輸送条件」の3点に分類し、3.で整理した施策メニューを照らし合わせ有効性を検討する。

5. 事例調査

過労運転の要因のうち「②多重下請構造の弊害」について改善施策を検討するために、元請の受注を主とする実運送事業者等にヒアリング調査を実施し、下請けを利用した運行時の安全管理の取組について整理する。

さらに、わが国のトラック輸送産業と同様に多重下請構造による価格低下と安全問題を抱えている、韓国の運送産業と日本の建設産業における施策についてレビューし、個別の運送事業者の取組事例とあわせて知見を取りまとめる。

6. まとめと今後の課題

事例調査から得られた知見を踏まえ、さらに「③荷主ニーズ高度化による厳しい輸送条件」に対する対応策として、現況の「荷主への勧告」制度の発展を期待する施策を織り込み、新たな安全施策を提示する。

提示した施策から期待される効果の検討と、導入実現までの課題を整理し、残された研究課題を述べる予定である。